

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成29年10月9日(月)
開会 午前10時から
閉会 午前11時まで
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長 伊豆原 要 委員 原田重助
委員 内田銑造

(書記)

総務部長(書記長) 原田清明 総務課副主幹(書記) 岡田珠見
総務部次長(書記) 廣瀬邦仁 総務課主任主査(書記) 塚崎仁
総務課長(書記) 野々山清 総務課主事(書記) 福上慎吾
総務課主幹 坂口慶臣 総務課主事(書記) 丹羽岬

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告)

(2) 選挙人名簿選挙時登録について

ア 選挙時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

(3) 選挙管理委員会告示について

ア ポスター掲示場の設置場所について

イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

エ 投票管理者、同職務代理者の選任について

オ 開票管理者、同職務代理者の選任について

カ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について

キ 期日前投票所の場所について

ク 在外選挙人が行う期日前投票所の場所及び期間について

ケ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について

- コ 最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名の掲示場所について
 - サ 投票所の場所について
 - シ 開票の場所及び日時について
 - ス 開票立会人選任のくじの場所及び日時について
- (4) 郵便等投票証明書交付申請について

3 その他

議題

名前	内容
野々山書記	<p>おはようございます。ただいまから選挙管理委員会を開催させていただきます。三浦委員につきましては、本日欠席ということでご連絡を受けておりますのでご承知おきください。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により公開することとしておりますが、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告させていただきます。</p> <p>それでははじめに、伊豆原委員長よりごあいさつをよろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>おはようございます。本日はお忙しい中、選挙管理委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。いよいよ明日、衆議院議員総選挙が公示され、明後日11日からは期日前投票が始まります。有権者のためにも、公正、適正、そして丁寧な選挙事務の執行に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
野々山書記	<p>ありがとうございました。それでは、今日の議題を次第に沿いましてお願いしたいと思います。これより先、議事の進行につきましては、委員長よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題(1)専決処分について、書記より説明をお願いいたします。</p>
丹羽書記	<p>はい。それでは、議題(1)専決処分について説明をさせていただきます。お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。</p> <p>みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、在外選挙人の登録を専決処分いたしましたので、同条第2項に規定に基づき報告をさせていただきます。今回は、ご覧の2名の方から登録の申請がございました。</p> <p>2ページをご覧ください。こちらは申請のあった2名の方の被登録資格について確認をさせていただいた表になります。①が在外選挙人名簿に既に登</p>

	<p>録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④⑤⑥は欠格者でないこと。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上申請人が住所を有していること。これらの点について確認をさせていただきましたところ、今回申請のあった2名の方がいずれも被登録資格を満たしていることが確認できましたので、在外選挙人名簿に登録をさせていただきました。以上になります。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。</p>
内田委員	<p>登録は、登録がされた時点で即有効ということでしょうか。</p>
塚崎書記	<p>はい。そうですね。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは他にご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。議題（1）専決処分について、ご異議ございませんか。</p>
<p><異議なし></p>	
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（1）専決処分については、承認されたものといたします。 続きまして、議題（2）選挙人名簿選挙時登録について、書記から説明をお願いします。</p>
福上書記	<p>はい。それでは議題（2）の選挙人名簿選挙時登録について、説明をさせていただきます。 今回の衆議院議員総選挙における選挙時登録の資格要件について、3ページをご覧ください。まず基準日ですが、公職選挙法第22条の規定により、平成29年10月9日の本日が基準日及び登録日となっております。登録要件は、公職選挙法第9条関係ですが、日本国民であること。平成29年10月22日現在で満18年以上である者。つまり、平成11年10月23日以前の出生者となります。住所要件としては、21条及び28条関係ですが、まず一つ目に、平成29年7月9日以前の転入者で、引き続き平成29年10月9日まで本市の住民であること。いわゆる3箇月要件となります。二つ目に、平成29年6月9日から平成29年10月8日までの間の転出者については、3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されていた者であること。三つ目に、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であることが要件となります。抹消者は、第11条及び28条に関するものですが、一つ目として、前回の登録時において登録のあった者で、平成29年6月8日以前に転出した者。いわゆる4箇月要件となりますが、こちらは抹</p>

消となります。二つ目ですが、前回の登録時において登録のあった者で、基準日までに死亡した者。三つ目に、前回の登録時において登録のあった者で、欠格事項に該当した者。以上が抹消者となります。その他としまして、「転出者」で表示される者、第27条関係ですが、平成29年6月9日以降の転出者が「転出者」として表示をされる者となります。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。選挙人名簿の登録者数ですが、平成29年10月9日現在の選挙人名簿の登録者は、以下のとおりとなっております。本市は選挙区第11区となりますが、男性24,325人、女性22,832人、合計47,157人となっております。下表はみよし市における投票区別の内訳となっております。

5ページをご覧ください。こちらは前回の登録と登録者数を比較した表になっておりまして、上の表が、昨年7月10日に執行された参議院議員通常選挙との比較になります。男性が266人の増、女性が238人の増、合計で504人の増となっております。下の表は、前回平成29年9月1日の定時登録と比較したものです。男性が9人減、女性が21人増、合計で12人の増となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。在外選挙人名簿の登録者数ですが、平成29年10月9日現在の在外選挙人名簿の登録者数は、男性が63人、女性が23人、合計86人となっております。右の7ページにつきましては、経由領事館別の内訳となっておりますので、またご確認をお願いいたします。以上です。

伊豆原委員長

ありがとうございました。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

内田委員

以前にもお聞きしたかもしれませんが、住所要件で3箇月要件というのがありますよね。これに対して抹消が4箇月というのは、どういうことでしょうか。なぜ3箇月ではないのですか。

塚崎書記

3箇月という期間について、みよし市にいらっしゃる一定の期間お住まいになった方について、市で行われる選挙の選挙権を有するという法の意図なのだろうかということで解釈をしているのですが、一方で転出した方について、転出した先の市町村でも同じく3箇月後に登録がされるという状況の中で、引き続きみよし市の方に4箇月間は選挙権が残されることとなります。この3箇月と4箇月の差についてですが、みよし市にお住まいになって3箇月で登録が生まれる、片やみよし市から転出されて3箇月で選挙権が消えてしまうと、みよし市から出られた先の市町村で直ぐに住民登録等の手続きをその方がされれば特に問題は無いのかもしれませんが、その方の事情により手続きが遅れてしまうようなことが有り得る、そういったことを想定しますと、どこにも登録されることなく選挙権を有しなくなってしまうとい

	<p>う事態が発生してしまうことにもなり得ます。おそらくなのですが、転出された方については4箇月引き続き残す、転入された方については3箇月で選挙権が発生するというので、1箇月の重複をあえて設けているのではないかと解釈しております。</p>
野々山書記	<p>みよし市から転出されて、転入先の市町村に、転出したその日のうちに転入の届出を出されるかどうかというところですね。</p>
内田委員	<p>そうすると、2つの市町村で登録が発生するということになりますよね。投票はどちらでも良いのですか。</p>
塚崎書記	<p>選挙人名簿の登録は二重でされることとなりますが、我々も二重投票は防止しなければなりませんので、投票権はどちらか一方でしかありません。二重で登録がされている可能性のある方につきましては、今回もそうですが、我々が転出先の市町村に確認をしまして、転出先で登録がある方につきましては今お住まいのところで投票していただき、転出先で登録が無いという回答がきた方につきましてはみよし市で投票をしていただくという措置をとっております。この確認は全国の選挙管理委員会で行われております。</p>
内田委員	<p>転出側の市町村が転出先の市町村に問合せをするということが、全国的に行われているということですね。分かりました。</p> <p>それからもう一つ、在外選挙人の方は、投票用紙を領事館に送るのですか。</p>
塚崎書記	<p>在外選挙人の投票については、大きく分けて3種類の投票の方法がございます。今内田委員がおっしゃられたように、在外公館で交付する投票用紙で、在外公館の元で投票をする「在外公館投票」という投票もございます。それから一時帰国されている方は、みよし市の期日前投票所または投票日に当日の投票所、みよし市では三好投票区の中部小学校を指定させていただいているのですが、このどちらかに直接お越しいただければみよし市で投票することもできます。もう一つが、これはおそらく在外公館が近くに無い遠隔地にお住まいの方かと思うのですが、みよし市選挙管理委員会に郵送で投票用紙を請求していただくと、その方が今お住まいの場所に私どもから投票用紙をお送りしまして、記入したものをまた郵便で送り返していただくという方法もございます。最初に申しあげました在外公館で投票していただく方法は、在外公館から投票用紙が送られてきまして、みよし市で開票をするということになります。</p>
内田委員	<p>あまりに遠くにお住まいの方は、郵送で間に合うのですか。</p>
塚崎書記	<p>ですのでお早めにご請求をいただくのを、我々も願っております。</p>

内田委員	投票用紙現物を郵送でやりとりするというのは、少し時代にそぐわないような気がします。
塚崎書記	そうですね、特殊な制度かと思います。誰の立会いも無く投票ができるということになりますので。そこは特別に認められているところかと。
内田委員	分りました。
伊豆原委員長	<p>他にご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（２）選挙人名簿選挙時登録について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（３）選挙管理委員会告示について、書記から説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>はい。今回の第４８回衆議院議員総選挙及び第２４回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙管理委員会告示について、説明をさせていただきます。資料は８ページからになります。</p> <p>告示第１１号になります。平成２９年１０月２２日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第１４４条の２第１項の規定によるポスター掲示場についての告示でございます。ポスター掲示場につきましては、設置をしたら直ちに告示をするという規定となっております。１０月４日の日に既に告示をさせていただいているものとなっております。９ページ、１０ページに今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧表を載せさせていただいております。９月１日の定時登録の会議の中でも、市長選挙のポスター掲示場についてお示しをさせていただいたのですが、１箇所を除き先にお示しさせていただいたものと同様の内容となっております。変更点につきましては、番号で申し上げますと一覧表中の５０番になります。三好ヶ丘の駅前につきまして、従来信号交差点の角の下水の中継ポンプ場のところに設置をしていたのですが、９月に内田委員からもご提言をいただきまして、駅前の方がより多くの方の目に触れるのではないかとということで我々もそのことについて検討した結果、こちらに設置をさせていただくこととなりました。こちらは道路河川課が管理している土地となるのですが、駅前ロータリーの方に移設をさせていただきました。他の箇所につきましては、９月にお示しさせていただいたとおりとなります。</p> <p>１１ページをご覧ください。告示の第１２号となります。今回の選挙時登</p>

録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。今回登録者数が47,157人となりますので、これを50で割ると、943.14となりますので、すなわち、50分の1の数は944ということで告示をさせていただきます。

12ページをご覧ください。告示の第13号になります。同じく今回の選挙時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。今回登録者数の47,157人を3で割ると、15,719となりますので、すなわち、3分の1の数は15,719ということで告示をさせていただきます。

13ページに移りまして、告示の第14号になります。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。下に一覧表を載せさせていただいております。それぞれ8投票区につきまして、投票管理者及び職務代理者を選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理者につきましては、市の職員を充てておりますのでご承知おきください。

下の段に移りまして、告示の第15号になります。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の開票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。開票管理者は伊豆原委員長を、職務代理者に三浦職務代理を選任させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14ページに移りまして、告示の第16号になります。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。下に、それぞれの職務を行う日と、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理者につきましても、市の職員を充てさせていただいております。よろしく願いいたします。

15ページに移ります。告示の第17号でございます。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所の告示になります。期日前投票所につきましては、ここみよし市役所、みよし市三好町小坂50番地ということで告示をさせていただきます。

また、下段に移りまして、告示の第18号ですが、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定の告示になります。こちらにつきましても、みよし市役所ということで告示をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、告示の第19号でございます。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補の届出は、明日、愛知県選挙管理委員会に届出が

されることとなります。届出の時間は午後5時までとなりますので、その結果をもって、各市町村で投票所に掲示する氏名の掲載の順序をくじで決めることとなっております。従いまして、みよし市においては、明日午後6時にみよし市役所3階301会議室でくじを行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、委員の皆様にも、くじの実施についてご出席をお願ひしたいと思ひますので、併せてよろしくお願ひいたします。

下段に移りまして、告示の第20号となります。今回執行の最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所の告示でございます。場所につきましては、それぞれ8の投票所を指定して告示する内容となっております。

17ページは告示の第21号でございます。今回執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の告示となっております。市内8箇所の投票所を、一覧のとおり告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第22号でございます。衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時の告示になります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては平成29年10月22日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

最後ですが、18ページになります。告示の第23号です。衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙におけるみよし市開票区の開票立会人を定めるくじの告示でございます。開票立会人につきましては、今回の選挙で申し上げますと来週の19日木曜日の午後5時までに、各候補者から届出がされることとなりますので、その状況に応じて10月19日午後6時から、みよし市役所3階301会議室でくじを行うこととなります。ただし、開票立会人につきましては選挙ごとに3人から10人までの人数で行うこととされておりまして、届出がされた人数が10人を超えない場合は、こちらの開票立会人を定めるくじは実施しないこととなります。なお、その場合は各委員の皆様はその旨を速やかにご連絡させていただきますので、ご承知いただきたいと思ひます。また、開票立会人の届出がされた人数が3人に満たなかった場合は、恐れ入りますが、委員のどなたかに開票に開票立会人として入っていただくことをお願ひさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、比例代表選出議員選挙につきましては、愛知県選挙管理委員会の方でくじが行われることとなりますので、その結果を基に作成したものを投票所に掲示させていただきたいと思ひます。説明は以上となります。

伊豆原委員長

ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。

よろしかったでしょうか。ご質問等ございませんか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思ひます。

議題（３）選挙管理委員会告示について、ご異議ございませんか。

<異議なし>

伊豆原委員長

ご異議ないようですので、議題（３）選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。

続きまして、議題（４）郵便等投票証明書交付申請について、書記から説明をお願いします。

塚崎書記

はい。郵便等投票証明書交付申請について、資料は19ページからになります。このことについて、本日の会議で皆様にお諮りさせていただいた上で、選挙管理委員会の決定ということで事務を進めていきたいということで議題とさせていただきました。

まず事案の概要から説明させていただきたいと思います。今回の選挙に合わせまして、資料に記載の方から郵便等投票証明書の交付申請がございました。【交付申請者の説明】（みよし市情報公開条例第7条第2号（個人情報）に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略）それについて事務局の方で内容を審査させていただいたところ、後ほど説明をさせていただきますが、結果としましては、今回の申請をお受けして証明書を交付することが我々としてはできないだろうということになりました。ただこのことを事務局としても非常に重く受け止めているものですから、今回この会議で皆様にもお諮りさせていただいた上で、ご本人様にご説明をしたいと考えております。

この結果についてお諮りさせていただく前に、郵便等投票の内容について説明をさせていただきたいと思いますのでお時間をいただきます。今回この次第の資料とは別にいくつか別添資料を用意させていただいているのですが、こちらの「郵便等による不在者投票ができます」というもので制度の内容を説明させていただきたいと思います。明後日から市役所で期日前投票が始まるのですが、期日前投票制度が導入される以前は我々も一律に不在者投票制度ということでやっております。現在も不在者投票制度は残っております。多くの方に期日前投票をご利用いただくのですが、期日前投票所にも当日の投票所にもお越しいただくことができない方に対して、不在者投票制度は現在も続けられているところでございます。その不在者投票制度の中に、郵便等による不在者投票制度というものがございます。こちらは、お身体に重い障害等をお持ちの方、自ら歩くこと等できない方の為に設けられている制度です。投票の仕組みとしましては、選挙管理委員会が発行する、その方が郵便等投票のできる方を証明する証明書を交付された方が、選挙の際に選挙管理委員会に対して投票用紙をご請求いただきまして、その方のお住まいの場所に選挙管理委員会が投票用紙を送付いたしますので、投票後選挙管理委員会に投票用紙を送り返していただくことで投票ができるとい

う制度になります。別添資料を1枚おめくりいただきますと、郵便等投票の対象者ということで記載がされております。こちらにつきましては、公職選挙法の施行令で規定がされております。表を読み上げさせていただきますと、郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。身体障害者手帳につきましては、障害名が、両下肢、体幹、移動機能の障害につきましては1級または2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害につきましては1級または3級、免疫、肝臓の障害につきましては1級から3級ということとなっております。戦傷病者手帳につきましては、両下肢、体幹の障害につきましては特別項症、第1項症、第2項症。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害につきましては特別項症、第1項症、第2項症、第3項症の方ということです。これらの対象者が公職選挙法施行令に規定がなされているところであります。

こういった制度の中で今回の証明書の申請がございました。資料は次第の19ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。【交付申請者の身体障害者手帳に記載された障害名等について説明】(みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略)今回我々の出した結論は、証明書の発行はできない、不可ということでございます。この理由につきましては、先ほども説明させていただきましたが、この方がお持ちの障害の内容が、公職選挙法施行令で規定される内容のいずれにも該当するものが見当たらなかった、というものでございます。このことについて、皆様にお諮りさせていただいた上で、ご本人様にはその結果だけを通知するのではなく、ご納得いただけるかどうかは別としまして、制度の内容について説明をさせていただいて、ご理解をいただいた上で、ご不便をおかけするかもしれませんが、引き続き投票をお願いさせていただきたいと考えております。我々としましても、こういったハンディキャップを背負っている方に対して、支援策を考えていかなければならないと思うのですが、法の下での制度の運用ということで、我々にも裁量があれば良いのですが、法に従っていかざるを得ない部分も持ち合わせているということで、今回この内容でお諮りさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

伊豆原委員長

ありがとうございます。ただいま書記から説明がありましたが、質問等ございませんか。

内田委員

この方は最近障害者手帳を交付されたというわけではなさそうですが、初めての申請ですか。

塚崎書記

はい。今回初めて申請がございました。

内田委員	それはなぜかということは伺っておりませんか。
坂口書記	蛇足ですが、この方は過去の投票には参加をされていた方ではありますが、平成28年度に手前どもが各投票区の再編を行いまして、従前25箇所あったところを8箇所に集約いたしました。この中で、この方がお住まいの場所に近かった投票所が変更となりまして、行けない距離ではありませんが、以前と比べると距離が少し出てしまいました。こういったことから今回この制度を活用させていただけないかということでお申し出があった、というところでございます。【交付申請者に関する説明】(みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略)
内田委員	こういうものは、ルールはルールである程度はやむを得ない部分もあるでしょうね。
野々山書記	我々の方である程度裁量が認められるような規定になっていけば、それぞれのご事情に合わせてということもできるのかもしれませんが、そういった規定が無いということはやはり法に基づいて執行しなければならないのかと考えております。
内田委員	どこかで線を引かなければならないかもしれないですね。
野々山書記	ご理解をいただけると幸いなのですが、先ほど申し上げたように、ただ駄目ですよというだけではなく、どういった理由でとか、その後についても投票所に来ていただけるようであれば、投票管理者にこういった方がみえるのでということで配慮をしてもらって進めていきたいと思っております。
内田委員	説明をするしかないですよ。少しこの表で教えていただきたいのですが、この斜線の部分は何ですか。なぜ2級だけ抜けているのですか。
岡田書記	両下肢、体幹、移動機能の障害については、1級または2級で3級は認めないという意味で3級が斜線になっていて、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害については1級または3級で、2級は横線になっていますが、該当する2級という級が無いという意味です。
原田委員	これは不可にしましたよという通知の仕方はどのようなものですか。特に決めは無いのですか。
塚崎書記	選挙管理委員会の行う申請に対する処分ということで考えておりますの

	<p>で、正式な委員長名での通知文でもって回答させていただきたいと考えております。</p>
原田委員	<p>それは持参されるのですか。</p>
岡田書記	<p>今回は直接お伺いしようと考えております。</p>
伊豆原委員長	<p>他にご質問等ございませんか。ご質問等無ければ、ただいまから採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（４）郵便等投票証明書交付申請について、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">＜異議なし＞</p>
伊豆原委員長	<p>ご異議ないようですので、議題（４）郵便等投票証明書交付申請については、承認されたものといたします。</p> <p>最後に３その他ですが、何かございましたらお願いいたします。</p>
塚崎書記	<p>はい。その他についてです。先ほどこの次第の資料と郵便等による不在者投票の資料を使用させていただきましたが、その他の別添資料を本日いくつか用意させていただいておりますので、説明をさせていただきます。</p> <p>いくつかございますが、まず冊子の形式になっている「衆議院議員総選挙投票事務の手引き」、それから「障がいのある方・高齢の方等への投票所における接遇の手引」でございます。こちらにつきましては、今回の衆議院選挙の投票事務に従事する職員向けに事務局の方で作成させていただいたものでございます。皆様にもご参考までに配布をさせていただきました。今回の衆議院選挙について、ミスがあつてはいけないというのはどの選挙でも同じなのですが、特に今回の選挙は投票用紙が小選挙区、比例代表、国民審査と３種類ございます。そういった状況の中当日の投票事務に従事する者について、投票用紙の交付間違い等は論外ですが、絶対にミスがあつてはいけません。例えば３種類のいずれかの投票を棄権された方について、その内容を確実に名簿に反映するですとか、職員同士の連携が大事になってくるかと思っております。そういったことを周知しながら当日の投票に向かってもらうということで、我々の方で作成をさせていただきました。職員向けには１０月１８日に説明会を、投票事務、開票事務それぞれに従事する職員を対象に開催させていただきました。これらの内容を周知しまして当日の投票日を迎えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>１枚のみの資料が残っておりますが、横長の事前審査状況という表あるかと思っております。こちらは愛知県の選挙管理委員会から送付されてきたものですが、１０月７日土曜日現在の小選挙区の立候補届出書類の事前審査状況の表でございます。抜粋で載せさせていただいております。裏面にみよし市の属</p>

する第11区の表がございますが、土曜日現在で3人の方の事前審査が終了したということです。本多さん、八木さん、古本さんの3名です。なお、事前審査に先立って行われた立候補予定者の説明会の出席者についても、この3名であったという結果でございます。

残り2枚ですが、縦長の資料をご覧ください。こちらは、今回の衆議院選挙における選挙啓発実施計画となります。全部で10項目の啓発活動を予定しております。まずは、懸垂幕の掲示です。明日から市役所庁舎の壁面に、啓発を呼び掛ける懸垂幕を掲載いたします。それから、広報みよし10月15日号に、皆様に投票を呼び掛ける、また、投票所の場所等を掲載した記事を載せる予定となっております。3が、公用車へのマグネットの貼り付けです。啓発を呼び掛けるマグネットシートを作成し、それを公用車の外面に貼り付け、選挙期間中に職員が公用車で外に出向く際に、皆様に見ていただけるようにという内容となっております。それから、エフエムとよたさんのラジオCMと、ひまわりネットワークさんのバナー広告、新三河タイムズさんと矢作新報さんへの啓発記事の掲載を予定しております。また、7番目ですが、10月21日、22日両日の午前10時から、明るい選挙推進協議会の皆様と共に市内各商業施設での街頭啓発活動を予定しております。それから広報車を利用した啓発ということで、スピーカーが内蔵されている公用車がございますので、そちらの公用車で市内を巡回しながら、啓発を呼び掛ける放送文を放送するという内容となっております。9番目が市民課窓口呼出し画面による啓発です。市民課窓口呼出し画面に啓発を呼び掛ける文言を掲載しまして、市役所にいらっしゃる方に対して投票を呼び掛けるというものです。それから商工会さんのお持ちの電子ディスプレイにも同様の内容の掲載を依頼しまして、啓発活動を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、こちらの横長の期日前投票の当番表をご覧ください。先に事務局からお示しさせていただいた案について、それぞれご都合があったかと思っておりますので、事務局の方で調整させていただいた結果の表でございます。選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会の委員の皆様につきましては、期間中1回の立会人としての業務をお願いしたいと思っております。先の私からの説明の中で、お1人3、4回というお話をさせていただきましたが、実は今回の選挙から、この表に載っている委員さん以外の方がいらっしゃるかと思っておりますが、こちらは東海学園大学の学生さんでございます。18歳以上から投票ができるということと、若年層の投票率が従来から伸び悩んでいるという現状を踏まえまして、東海学園大学の学生さんに投票事務に投票立会人として実際に携わっていただくことで、より選挙を身近に感じていただくということで、主権者教育の一環として今回の選挙からこういった取り組みをしております。委員の皆様にはお1人1回ずつご協力をいただくという内容の変更となりますが、そういった新しい取り組みがあった結果の変更ということでご承知いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

	<p>その他は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>ありがとうございました。その他について何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
原田委員	<p>投票所入場券の発送はどのようになりましたか。</p>
塚崎書記	<p>はい。資料はございませんので申し訳ございませんが口頭での報告とさせていただきます。各世帯への投票所入場券は、昨日郵便局へ持ち込みました。仕分けが済んだものから順次、各世帯に配布されることとなりますので、併せてご承知いただきたいと思います。</p>
伊豆原委員長	<p>他に何かよろしいでしょうか。それでは、これもちまして本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>